

福岡県改修工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事名称

神田小学校体育館屋根及び校舎屋上防水改修工事

2. 工事場所

行橋市大字下神田967番地

3. 工事概要は別紙（仕上表）による。

4. 別途工事

.

5. その他

II 建築工事仕様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）」（以下「改修様式」）及び「建築改修工事監理指針（平成31年版）」による。
ただし、改修様式に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年度版）」及び「建築工事監理指針（平成31年版）」による。

2. 特記仕様

1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
2) 特記事項は ○印のついたものを適用する。
○印のつかなかった場合は、※印のついたものを適用する。
○印と ※印のついた場合は、共に適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
4) 特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
5) 形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。

章項目特記事項

①適用基準等

図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。
(1) 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」という。）による。
(2) 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
(3) 「公共木造建築工事標準仕様書 平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
(4) 「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

②補足基準等

1. 適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
(1) 「建築構造設計基準 平成30年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
(2) 「建築工事標準詳細図 平成28年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
(3) 「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」建設大臣官房官庁営繕部監修
(4) 「隔壁設計標準図 平成12年版」建設大臣官房官庁営繕部監修
(5) 「建築工事監理指針 令和元年度版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
(6) 「建築改修工事監理指針 令和元年度版」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
(7) 「建築工安全施工技術指針・同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
(8) 「解体工事安全施工指針」建設業労働災害防止協会
(9) 「建設廃棄物処理指針」厚生労働省生活衛生局
(10) 「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会）
(11) 「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（新版）」建設業労働災害防止協会
(12) 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（平成8年版）」建設大臣官庁営繕部監修
(13) 「建築工事標準仕様書・同解説」日本建築学会
(14) 「建築工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(15) 「解体工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(16) 「構築工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(17) 「解体工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(17) 「黒板、畳、模工事の手引き」福岡県建築都市部編集

③適用範囲等

すべての設計図書は相互に補充するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)～(4)の順となる。
(1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
(2) 現場説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面

④現場に常備する図面等

上記の「1. 適用仕様書」及び「2. 補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。

⑤工事実績等の登録

請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス（C O R I N S ）に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市部経課契約室の確認を受けた後に、（-財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、（-財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市部経課契約室に提出しなければならない。

⑥現場に常備する図面等

※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。
工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。（1.1.12）

⑦文化財その他埋蔵物

⑧実施工程表

概成工期（平成 年 月 日）（1.2.1）

⑨工事の記録

工事日報は、工事記録を兼ねることができる。（1.2.4）
下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原稿は撮影業者が保管する。）

区分	分類	規格	部数	原稿の大きさ	備考
※着工前	※カラー・モノクロ	※サービース版	※1部・（ ）	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者（原稿提出不要）
※施工中	※カラー・モノクロ	※サービース版	※1部・（ ）	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承諾する撮影者（原稿提出不要）
※完成時	※カラー・モノクロ	※サービース版	※2部・（ ）	・100×125以上 ※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による 監督員の承諾する専門業者

注 記
撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者（着工前、施工中）、監督員の承諾する専門業者（完成）とする。 電子データはRGB（フルカラー）、JPEG形式最高画素としCD-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上

11.電気保安技術者

※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。） ・適用しない（1.3.3）

⑫施工条件

（施設を使用しながらの施工）（1.3.5）

⑬施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、（1.3.7）
建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工安全施工技术指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

⑭建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に該当（※現場説明書による）。 ・する ○しない

⑮工事に伴う建設副産物の処理について

建設副産物の処理について

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所に集積すること。
また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年6月31日法律第104号）」規定されている事項について、建築工事における対応については、「建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成18年6月12日付国営環第4号）」による。
工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施報告書を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）

・がれき類（コンクリート塊）（アスファルト塊） ・木くず
・建設発塵土 ・汚泥
指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等への利用等については、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日策定）」により実施する。
建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。

その他の副産物

・廃プラスチック ・ガラス、陶磁器くず ・炭石こうボード ・金属くず ・繊維くず
特別管理産業廃棄物
・炭石綿等
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。
・廃PCB等
「電気事業法、電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

⑯施工中の環境保全等

※参考受入場所は現場説明書による（1.3.12）

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壤汚染対策法、資源有効利用促進法その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の 保全に努める。

⑰再資源利用（促進）

⑱建築材料等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。
なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。
福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。
標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。（1.4.1）

⑲施工数量調査

⑳技能士

21.施工の検査等

22.ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定

室内空気中化学物質の濃度測定 ・行う ・行わない
ホルムアルデヒド測定の検体数 VOC測定の検体数
測定対象室
※現場説明書による ・図示
測定位置、方法については、測定前に監督職員を確認する。
測定方法は「揮発性有機化合物の室内測定容量」参照
※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日告示第60号）に基づきVOC等の測定を行う。（1.5.9）

⑪完成図等

種類及び提出形式は下記による（1.7.2）

種類	提出形式	部数
完成図		
※設計図一式	※二つ折り青焼き又は白焼き製本（A1） ※CADデータ（JWW又はDXF又はFSC） ※TIFFデータ（竣工図電子データ作成要領による）	※1部・（ ）部
総合図		
※一式	※二つ折り青焼き又は白焼き（通宜：A1又はA3）	※1部・（ ）部
施工図		
※構造断面 ※平面図 ※建具 ※屋根及び基礎	※二つ折り青焼き又は白焼き（通宜：A1又はA3）	※1部・（ ）部
工作図		
※家具図 ・（ ）	※二つ折り青焼き又は白焼き（通宜：A1又はA3）	※1部・（ ）部

（注）データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。
「標仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。
国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」
建設

[illegible]

⑦
塗装
改修
工事

③ 下地調整

④ 錆止め塗料塗り

5. 合成樹脂調合
ペイント塗り
(SOP)

6. クリヤラッカー塗り
(CL)

7. フタル酸樹脂
エナメル塗り
(FE)

8. アクリル樹脂系
非水分散形塗料塗り
(NAD)

⑨ 耐候性塗料塗り
(DP)

10. つや有合成樹脂
エマルジョン
ペイント塗り
(EP-G)

11. 合成樹脂
(EP)

12. 合成樹脂
エマルジョン
模様塗料塗り
(EP-T)

13. ウレタン樹脂
ワニス塗り
(UC)

14. ラッカーエナメル
塗り(LE)

15. オイルステイン
塗り(OS)

16. 木材保護塗装塗り

17. 屋内水系塗料塗り

(表7.2.1)～(表7.2.7)

(表7.3.1)～(表7.3.2)

(表7.3.1)～(表7.3.2)

(表7.4.1)～(表7.4.3)

(表7.5.1)

(表7.6.1)～(表7.6.2)

(表7.7.1)

(表7.8.1)

(表7.9.1)～(表7.9.4)

(表7.10.1)

(表7.11.1)

(表7.12.1)

(表7.13.1)

(表7.14.1)

(表7.15.1)

1. 鉄筋の種類

2. 鉄筋の継手

3. 溶接金網

4. 帯筋

5. 壁の配筋

6. 圧接完了後の試験

7. 特殊な鉄筋継ぎ手

8. 割製補強筋

9. コンクリートの強度

10. コンクリートの種類

11. スランブ

12. 普通コンクリートの調合

13. セメントの種類

14. 打放し仕上げの種類

15. モルタル及びグラウト材

16. 鉄骨製作工場

17. 鋼材の種類

18. 高力ボルト

19. 溶接部の検査

20. スタッド溶接後の試験

21. 耐火被覆の種類及び性能

22. スリット

23. あと施工アンカー

材質 ※JIS G 3112 ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの

(8.2.1)

(8.3.4)

(8.2.2)

(8.3.7)

(8.3.8)

(8.4.2)(8.4.3)

(8.21.6)(8.22.7)

(8.1.3)

(8.1.3)

(8.1.4)

(8.1.4)

(8.1.4)

(8.1.4)

(8.2.5)

(表8.1.3)(8.2.7)

(8.2.11)

(8.1.5)

(8.2.8)

(8.2.9)

(8.15.11)

(8.16.5)

(8.25.2)

(8.2.4)

(8.12.2)

(8.12.5)

工 事 区 分 表

(●印を塗りつぶしたものを適用する)

電気関係

機械関係

特記した基礎

開口部

点検口

ガラリ

排気フード

換気扇の取付け及びアルミパネル

換気扇

流し台

防油堤

床下水槽のマンホール蓋

屋外配水管

雨水竖樋

身障者用便所手すり

はみ込み形洗面器用カウンター(前板共)

ガスボンベ転倒防止用の鎖

電気配管配線

パッケージエアコンの配線

ガス漏れ探知機

電気錠

エレベーター出入口三方枠(金属製)

シャワーユニット(バスユニット)

ガス給湯器リモコン用ケーブル

ガス給湯器電線管及びボックス

置工事

黒板工事

補装工事

備考

承認覧

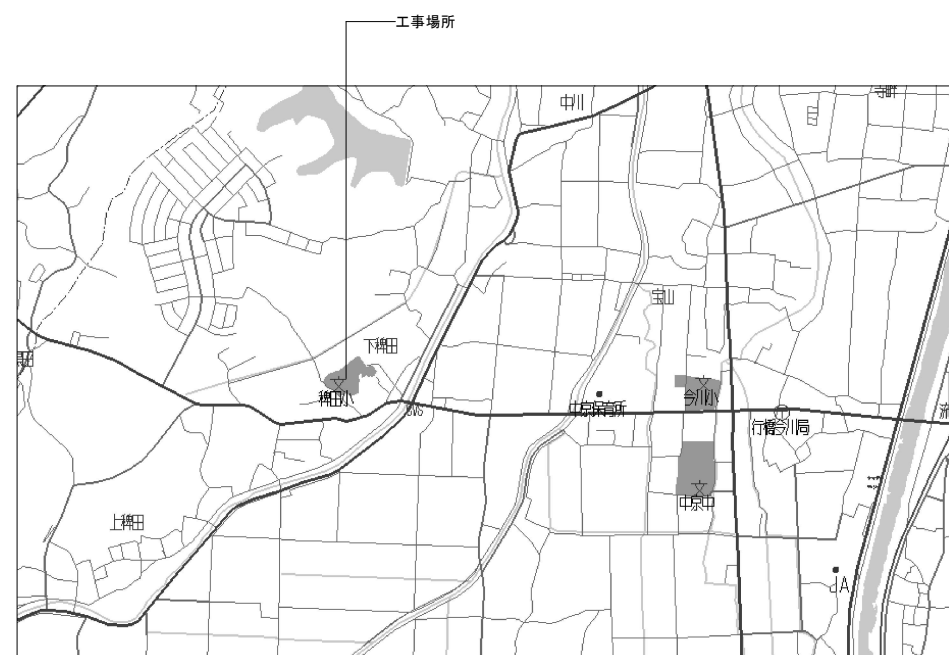
工事名称

図面名称

尺度

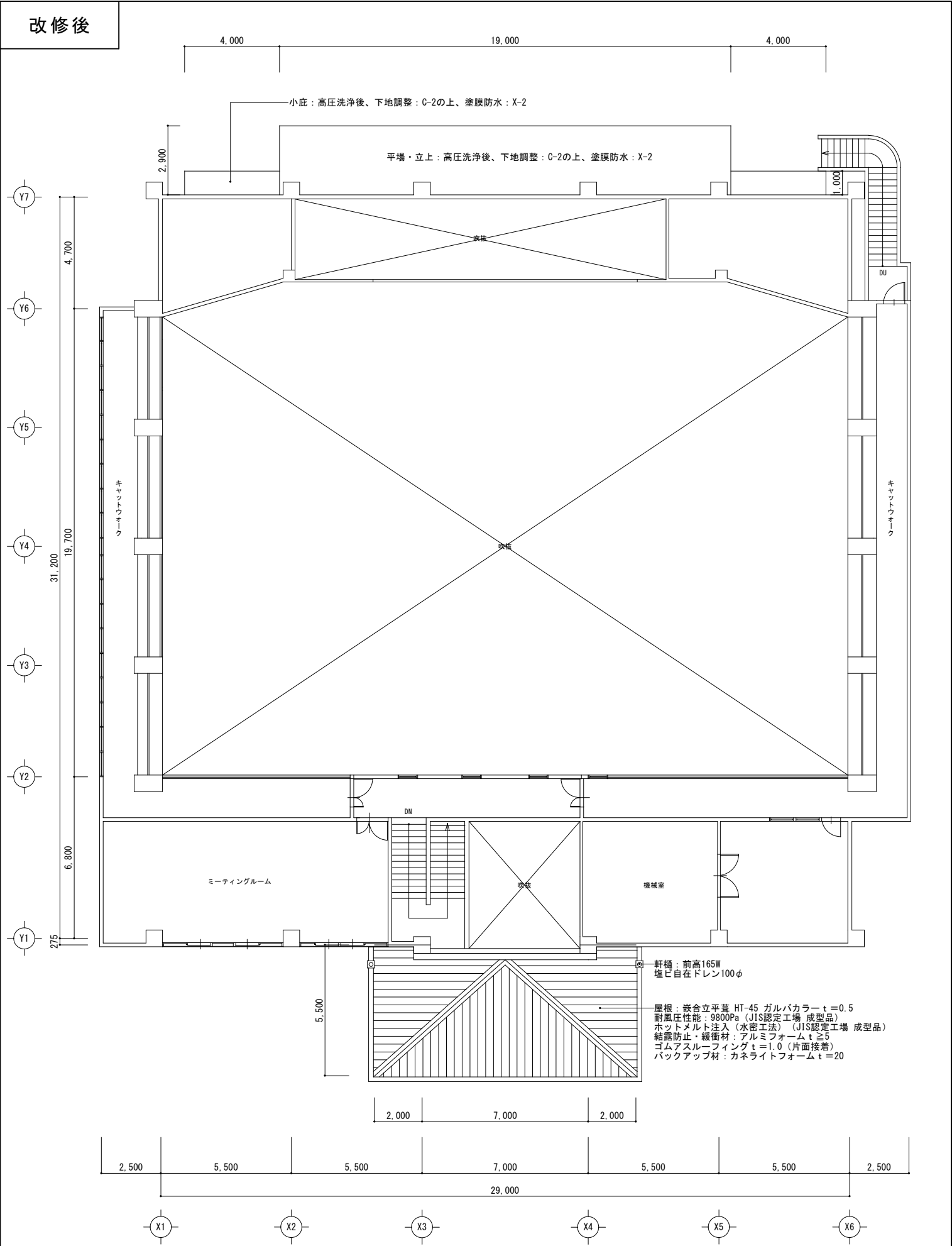
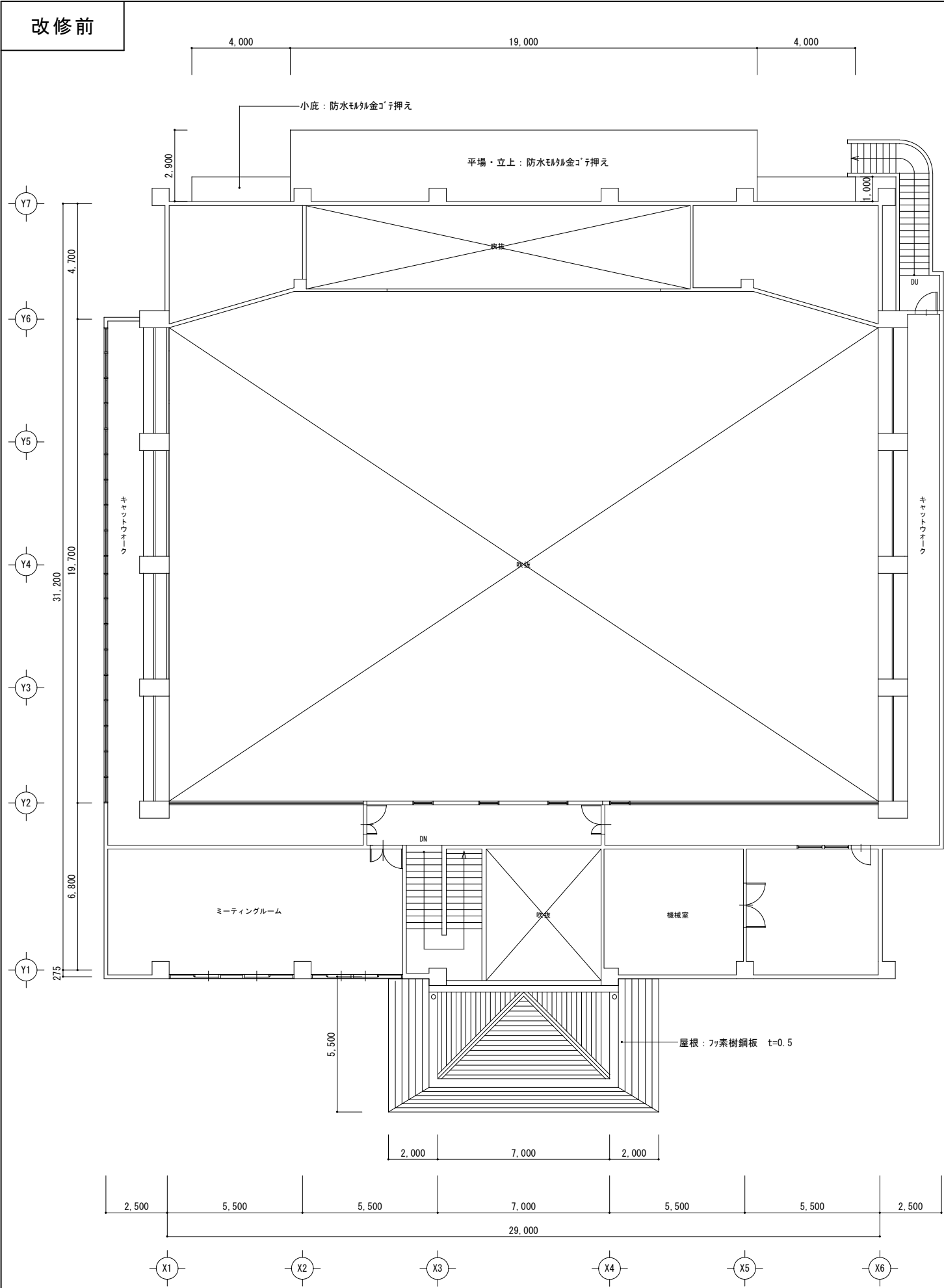
日付

図面番号



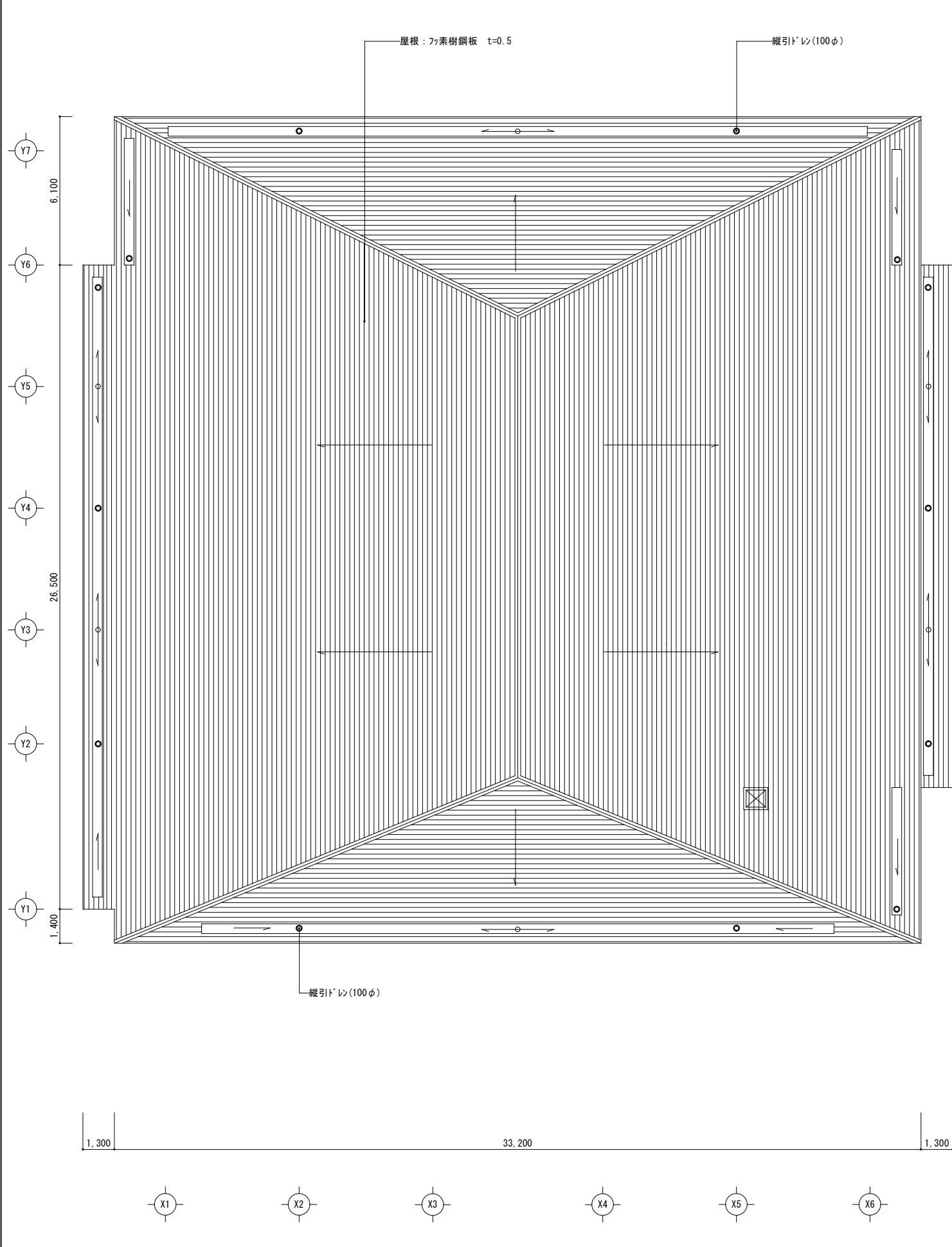
配置図 S = 1 / 500

記	月 日		(有) 杉 設 計 一級建築士事務所	設計年月日	設 計	技 図	承認印	工事名称 稗田小学校体育館屋根及び校舎防水改修工事	設計番号
事			〒824-0033 福岡県行橋市北原町丁目4-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947	事務所登録（知事）第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理員諸士 杉本 照彦	縮 尺 A1 : S=1/500	製 図	担 当	承認年月日 図面名称 付近見取図・配置図	図面番号 A-O 5

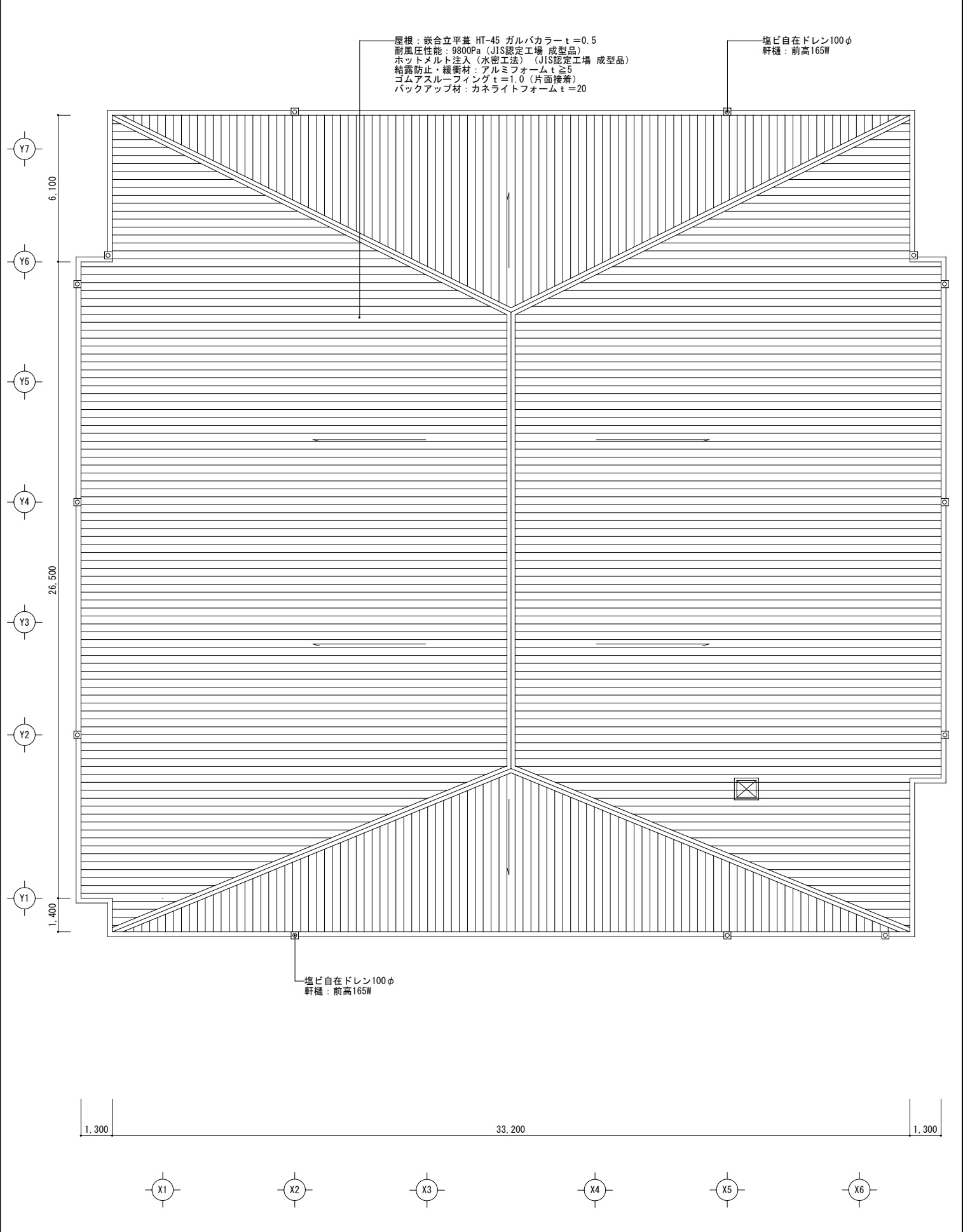


記	月 日		(有) 杉 設 計		設計年月日	設 計	技 図	承認印	工事名称	設計番号
			一級建築士事務所						稗田小学校体育館屋根及び校舎防水改修工事	
事			〒824-0033 福井県敦賀市北条町14-7 TEL0930-25-0936 FAX0930-25-0947		縮 尺 A1 : S=1/100	製 図	担 当	承認年月日	図面名称	図面番号
			1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤彦						体育館2階平面図	A-06

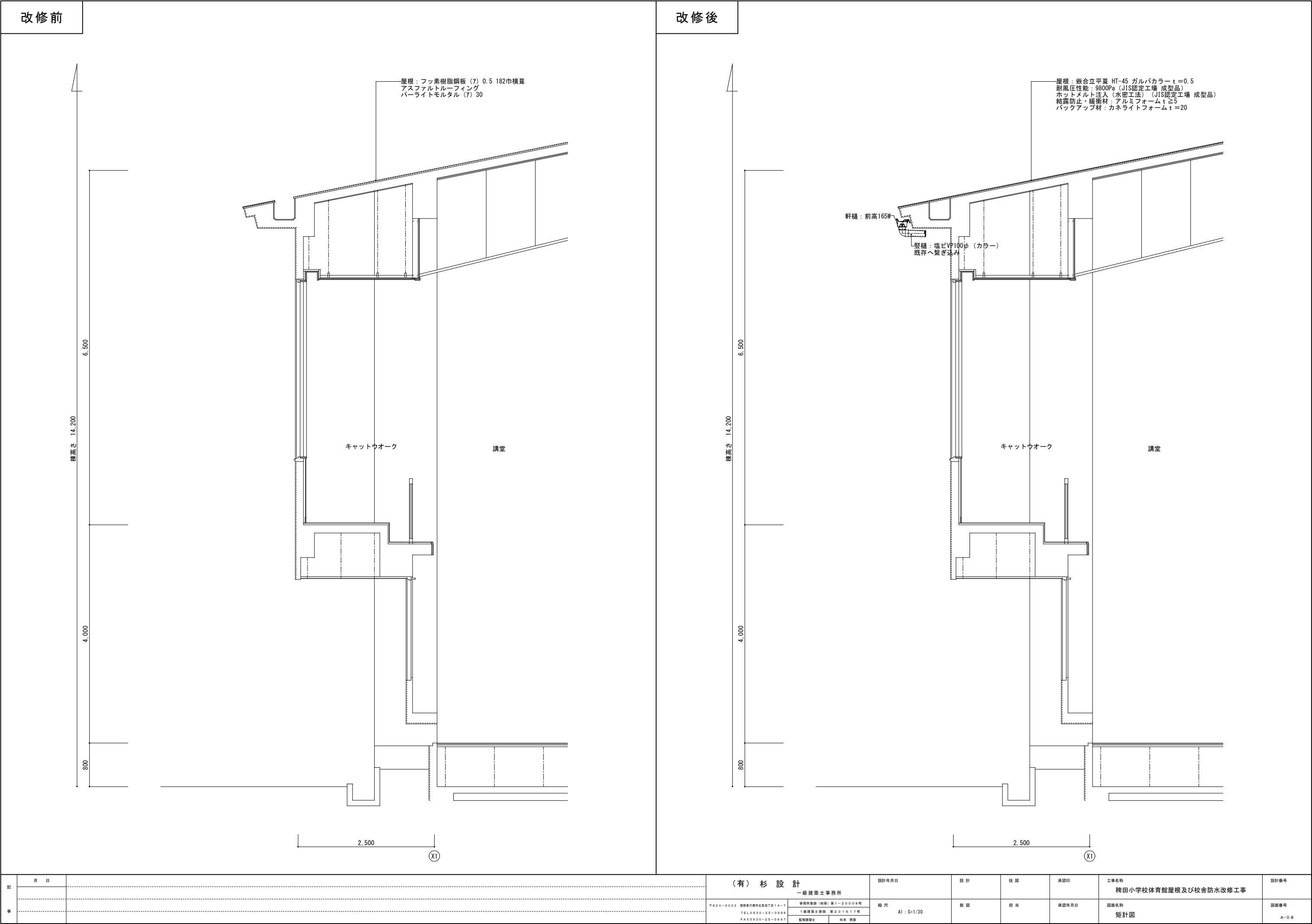
改修前



改修後

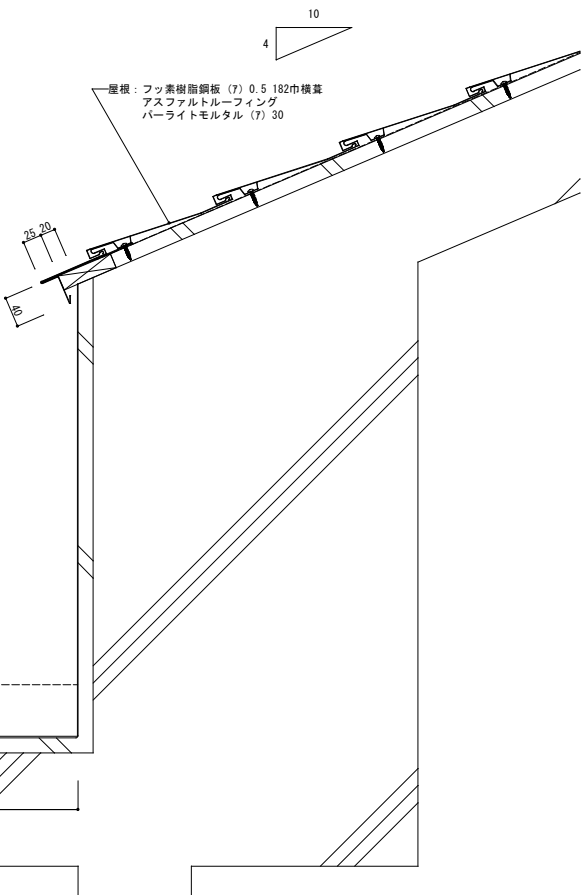


記	月 日					(有) 杉 設 計 一級建築士事務所	設計年月日	設 計	扶 図	承認印	工事名称	設計番号
											稗田小学校体育館屋根及び校舎防水改修工事	
事						〒824-0033 福岡県行橋市北笠町14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947	縮 尺 A1 : S=1/100	製 図	担 当	承認年月日	図面名称	図面番号
						事務所登録 (知事) 第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 樹彦					体育館屋根伏図	A-07



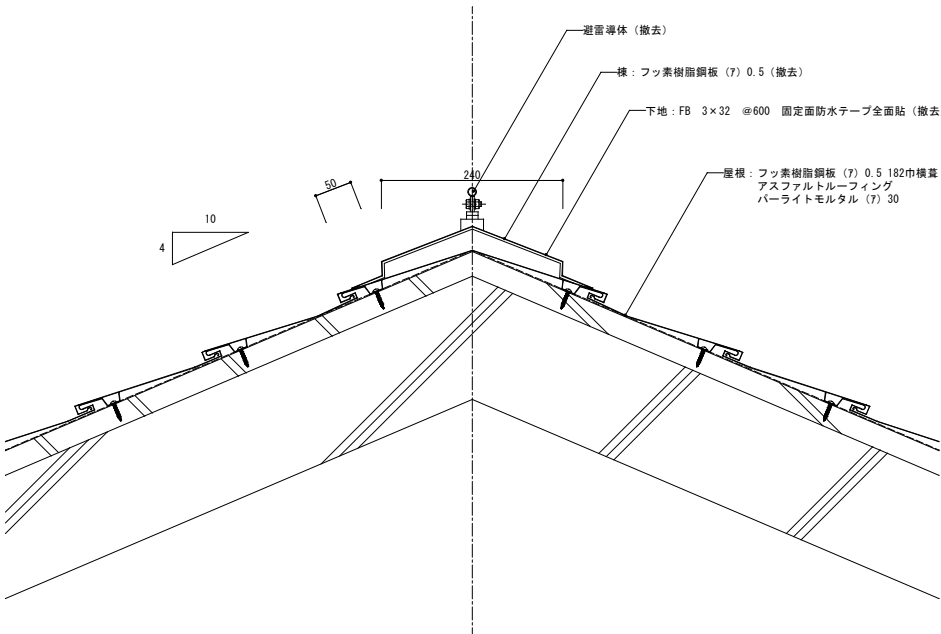
記	月 日		(有) 杉 設 計 一級建築士事務所	〒824-0033 福井県敦賀市北条町丁目14-7 TEL0930-25-0936 FAX0930-25-0947	事務所登録 (知事) 第1-20009号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤彦	設計年月日 縮 尺 A1: S=1/30	設 計 製 図	技 図 担 当	承認印 承認年月日	工事名称 稗田小学校体育館屋根及び校舎防水改修工事	設計番号
事										図面名称 矩計図	図面番号 A-08

改修前



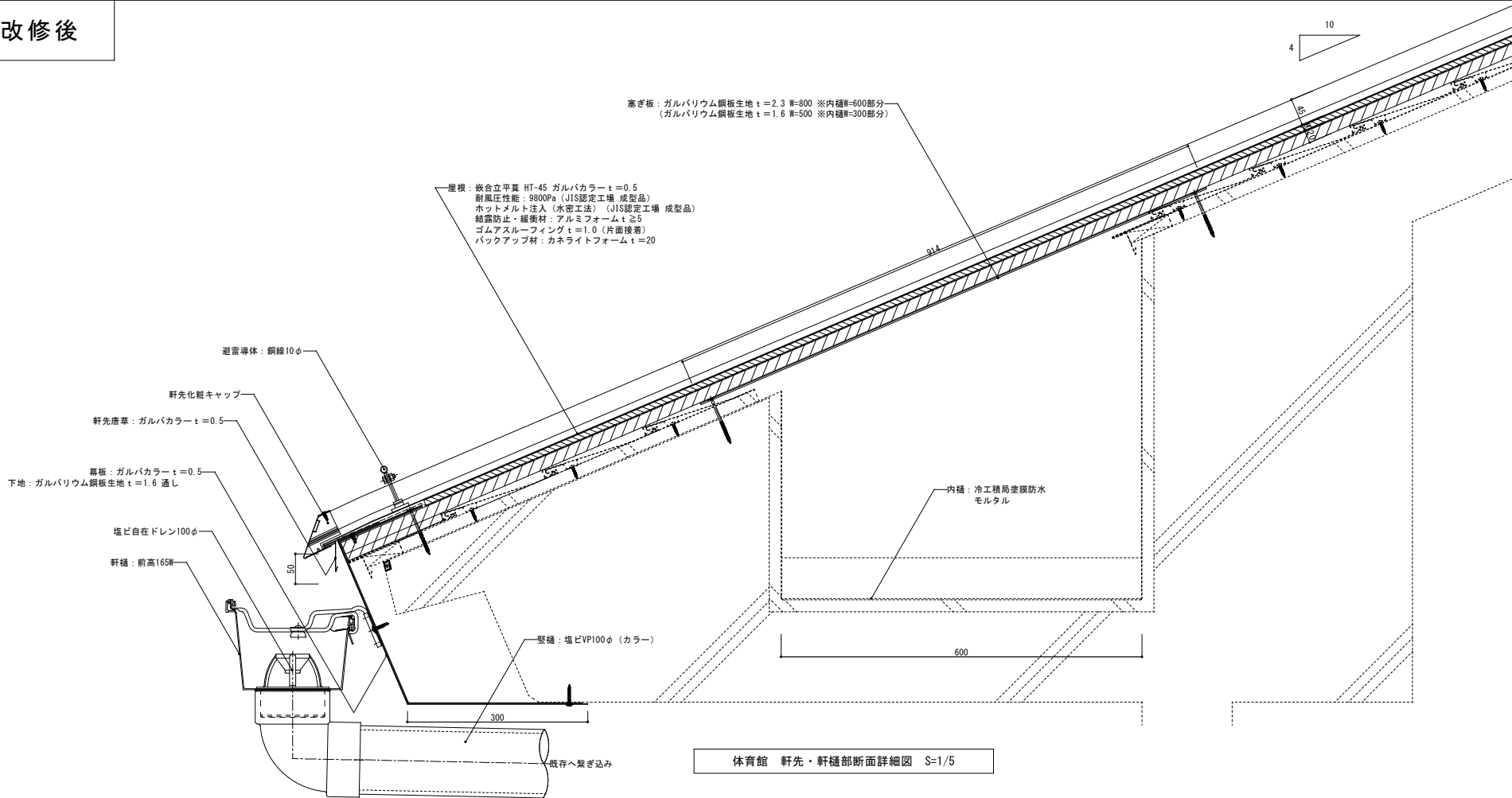
體育館 軒先・軒樋部断面詳細図 S=1/5

改修前



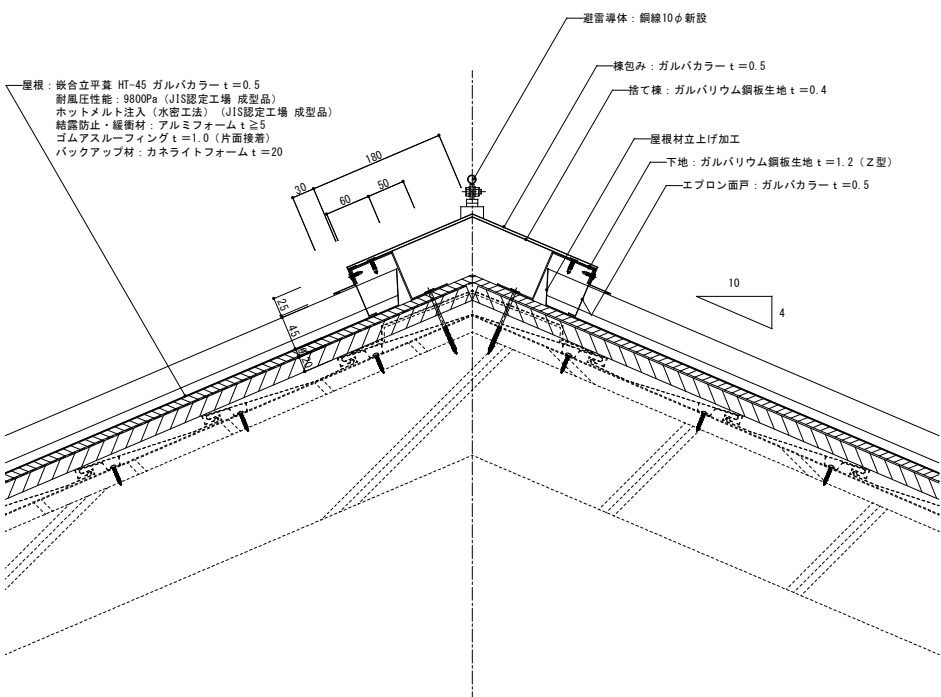
体育館 棟部断面詳細図 S=1/5

改修後



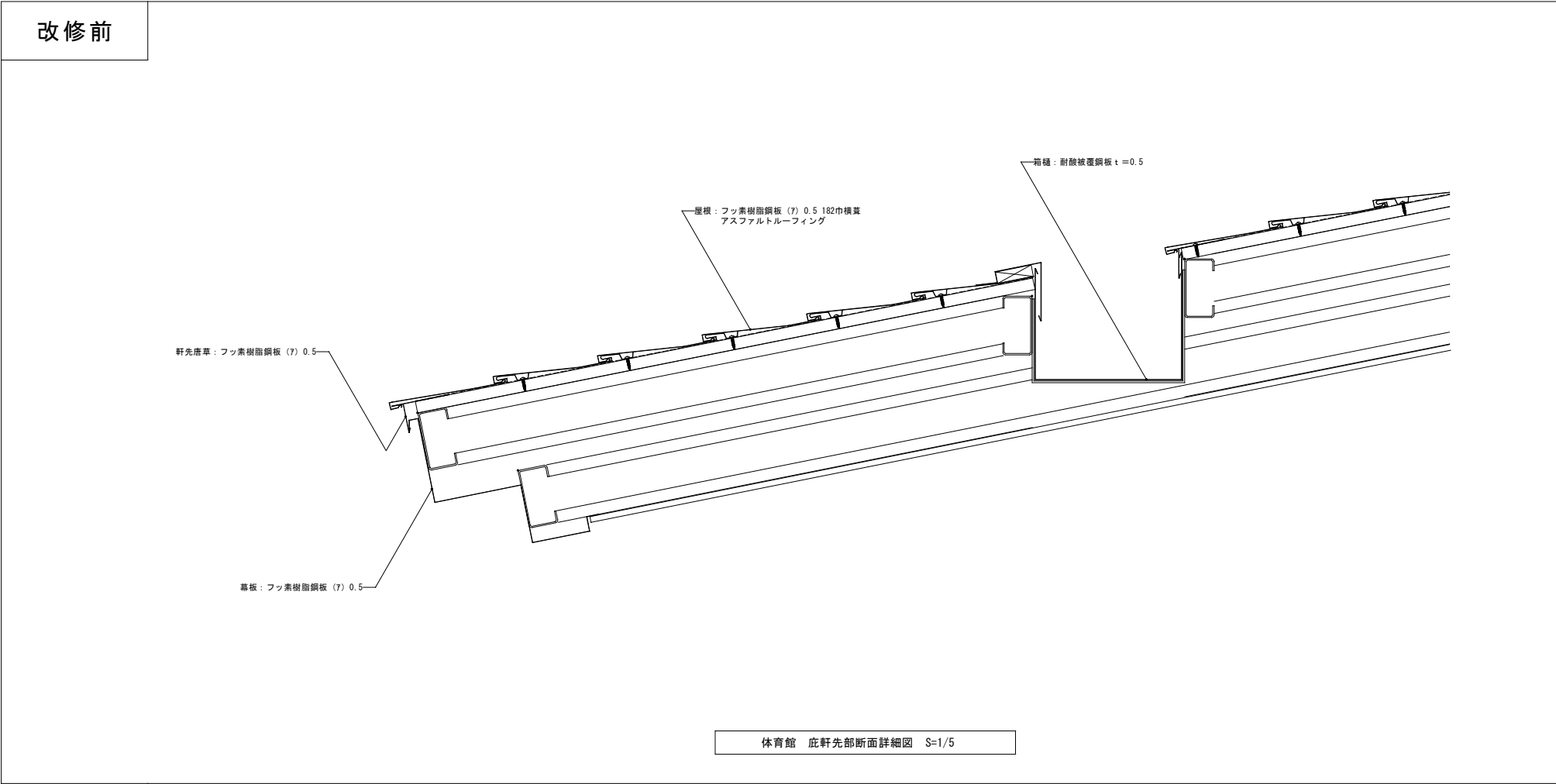
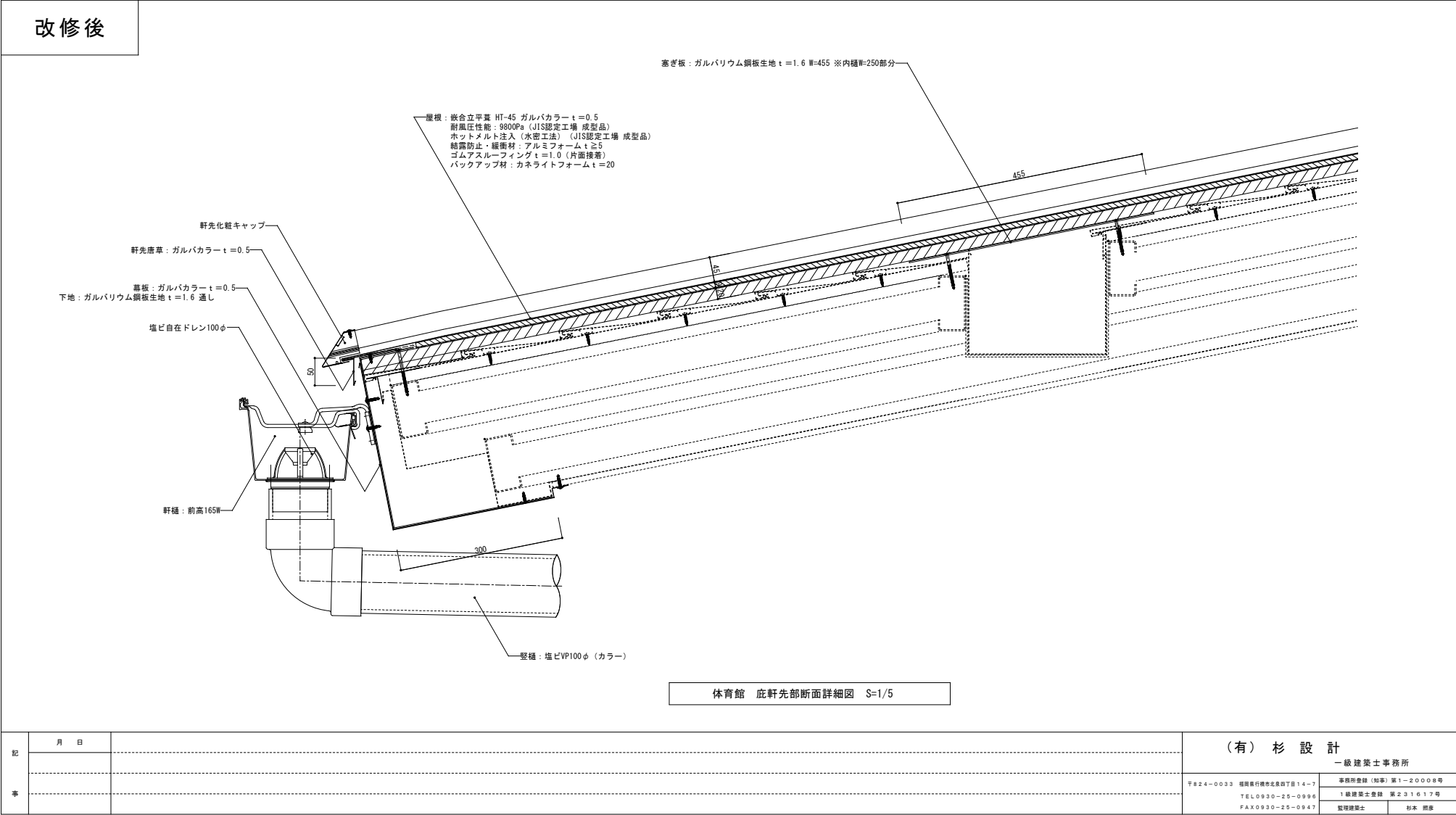
體育館 軒先・軒樋部断面詳細図 S=1/5

改修後



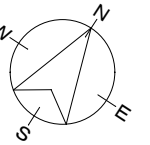
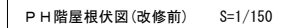
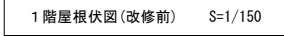
体育館 棟部断面詳細図 S=1/5

記	月 日		(有) 杉 設 計 一級建築士事務所	設計年月日	設 計	技 図	承認印	工事名称	設計番号
事								稗田小学校体育館屋根及び校舎防水改修工事	
			〒824-0033 福岡県行橋市北条四丁目14-7 TEL0930-25-0996 FAX0930-25-0947	事務所登録（昭和）第1-20008号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤彦	縮 尺 A1: S=1/5	製 図	担 当	承認年月日	図面名称 体育館断面詳細図 1 図面番号 A-09

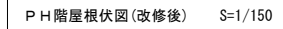
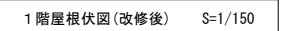
改修前												
改修後												
記	月	日										
事												

(有) 杉 設 計			設計年月日	設 計	技 図	承認印	工事名称	設計番号
一級建築士事務所							稗田小学校体育館屋根及び校舎防水改修工事	
〒824-0033 福井県敦賀市北条町下目14-7 TEL0930-25-0936 FAX0930-25-0947			縮 尺 A1: S=1/5	製 図	担 当	承認年月日	図面名称 体育館断面詳細図 2	図面番号 A-10
事務所登録 (知事) 第1-20009号 1級建築士登録 第231617号 監理建築士 杉本 潤彦								

改修前



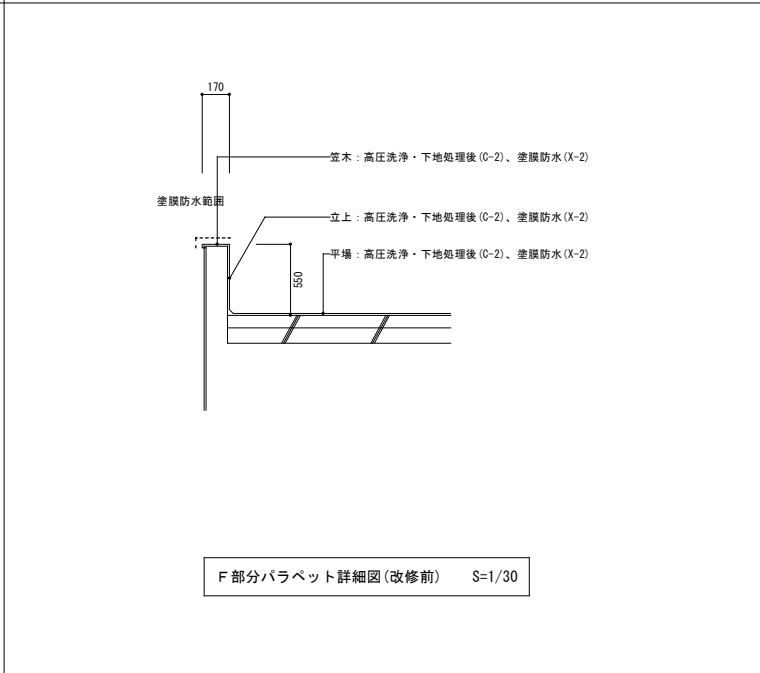
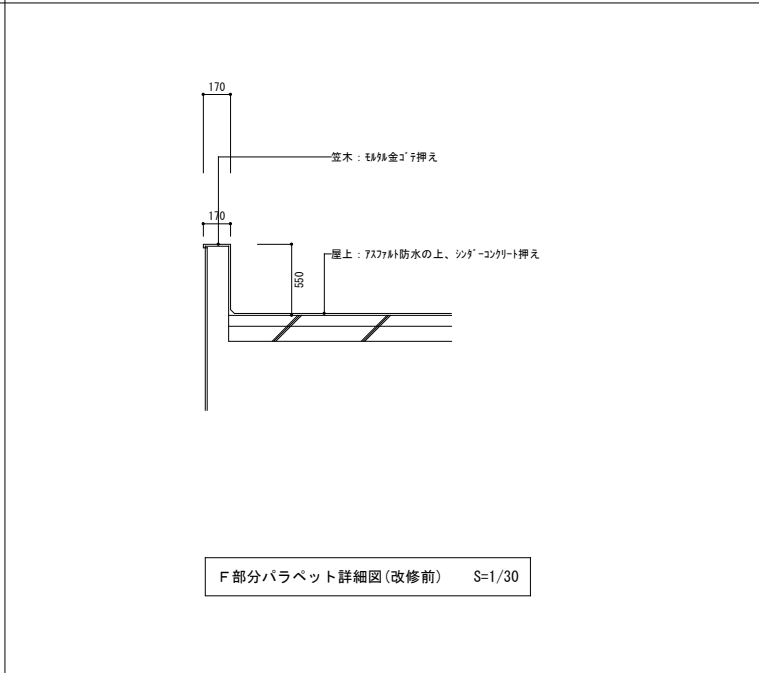
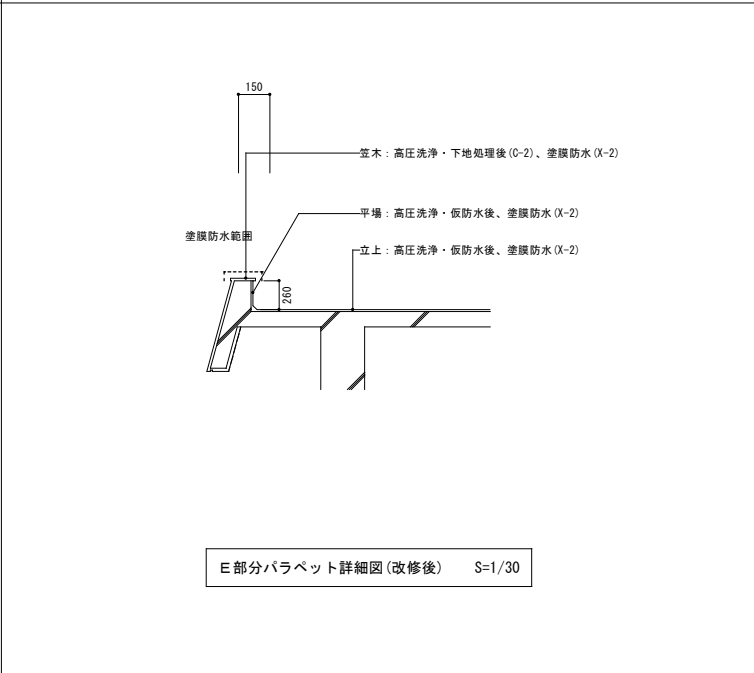
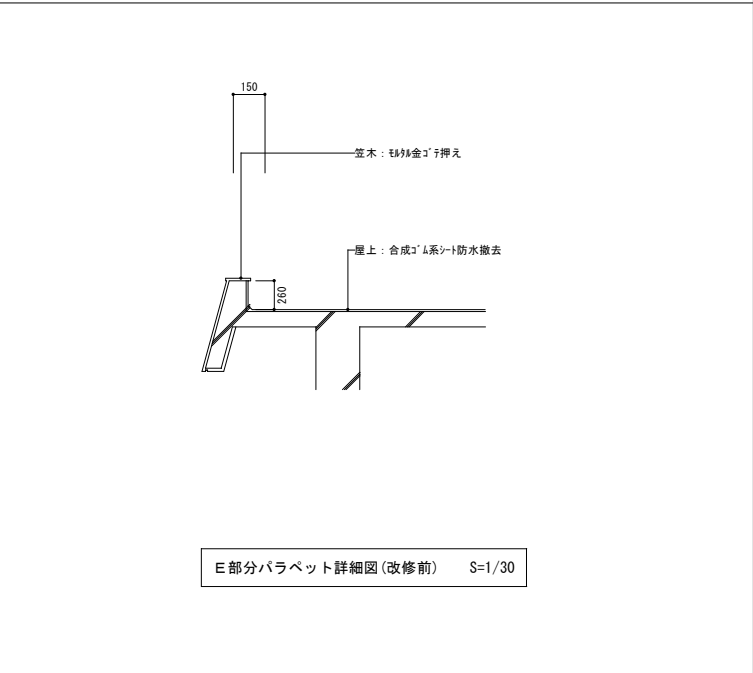
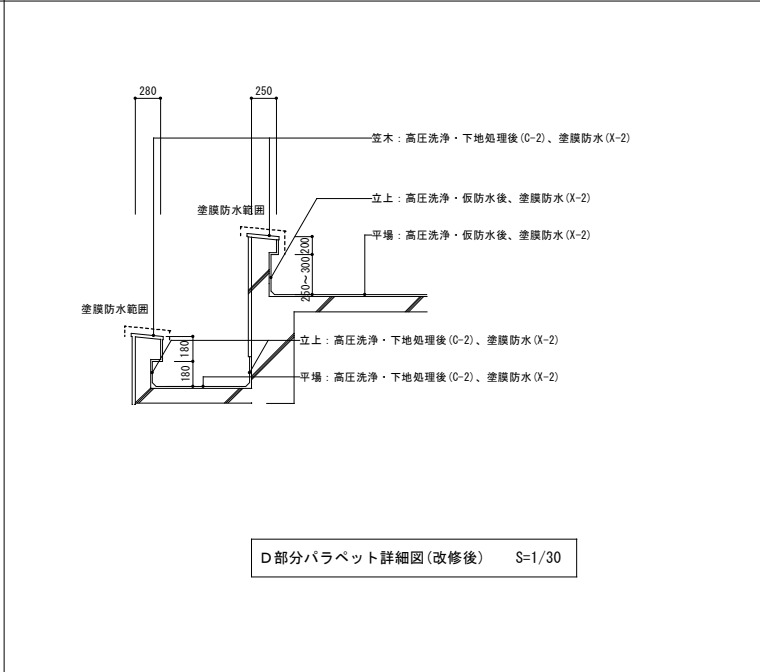
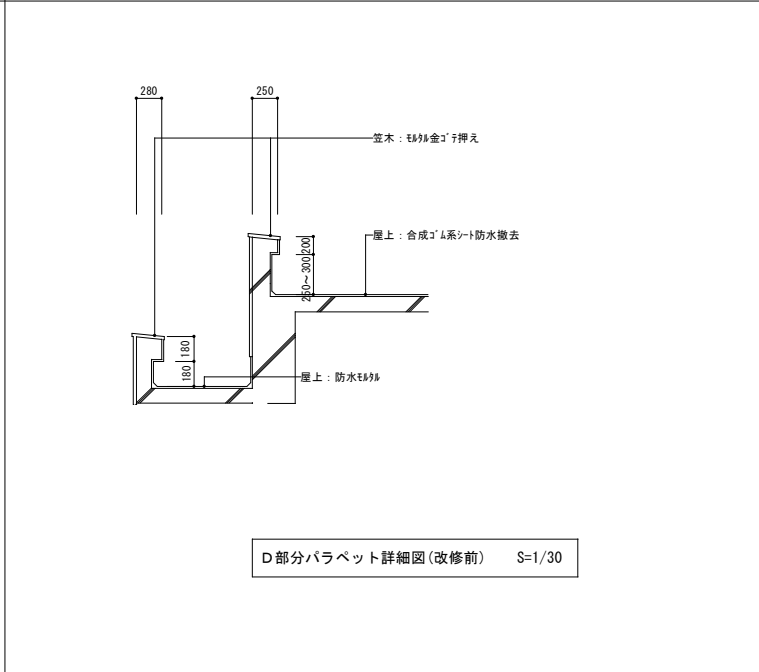
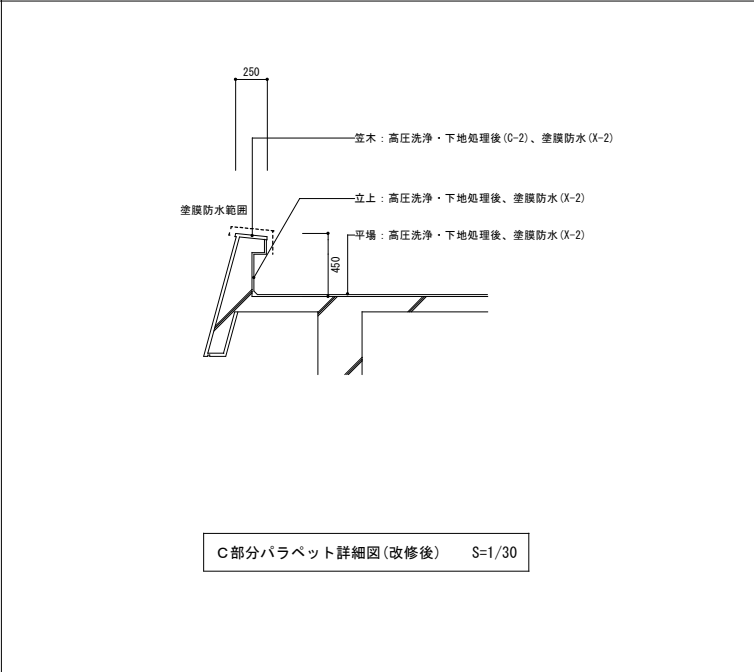
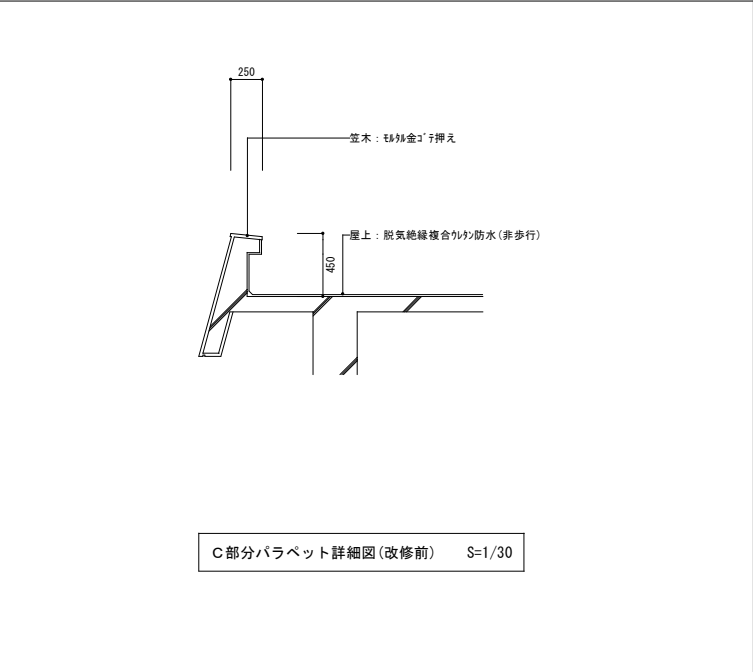
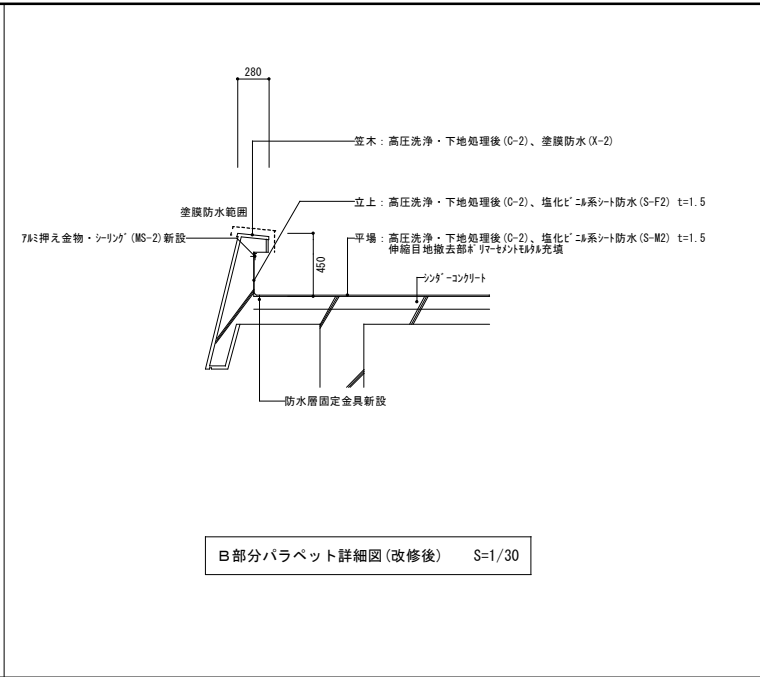
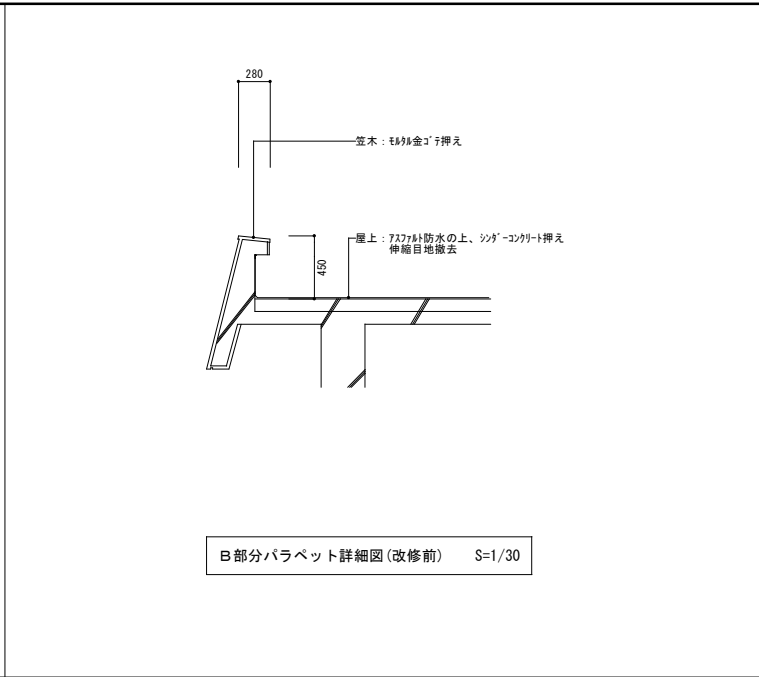
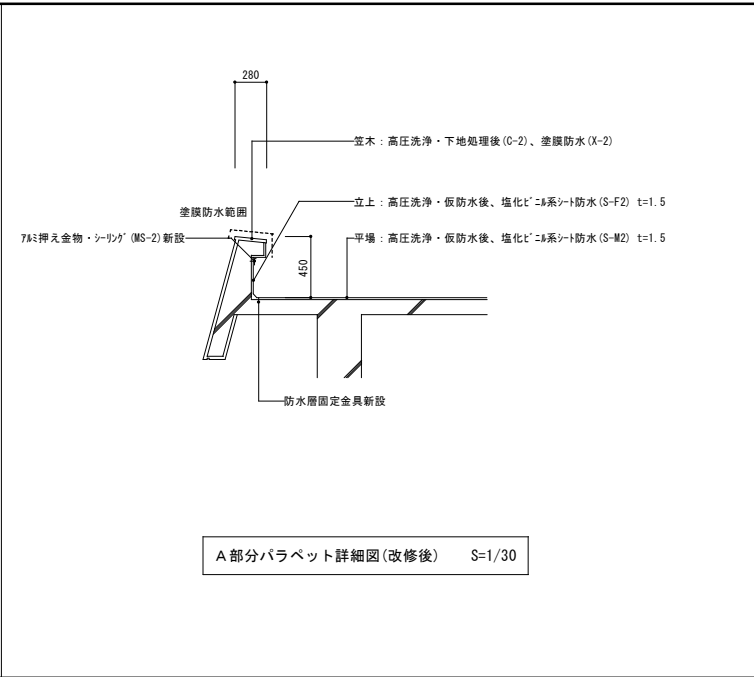
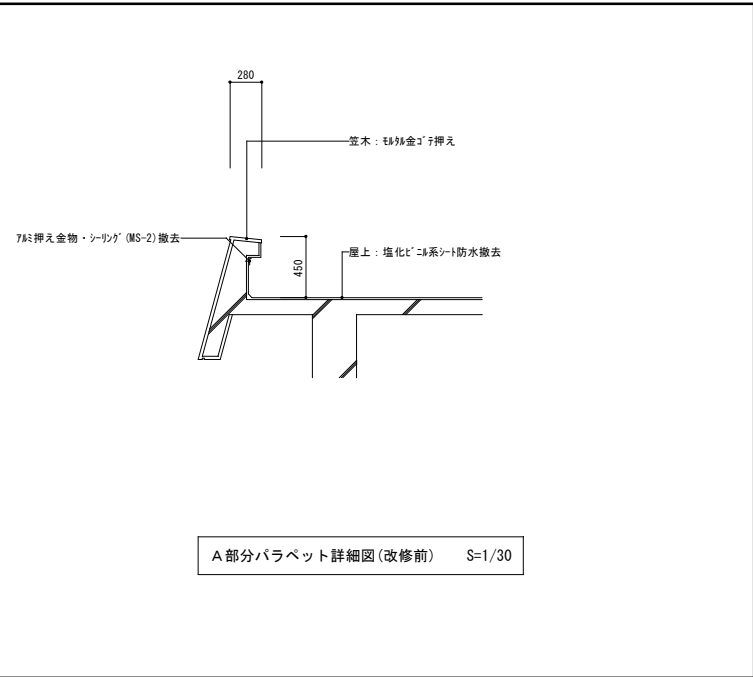
改修後

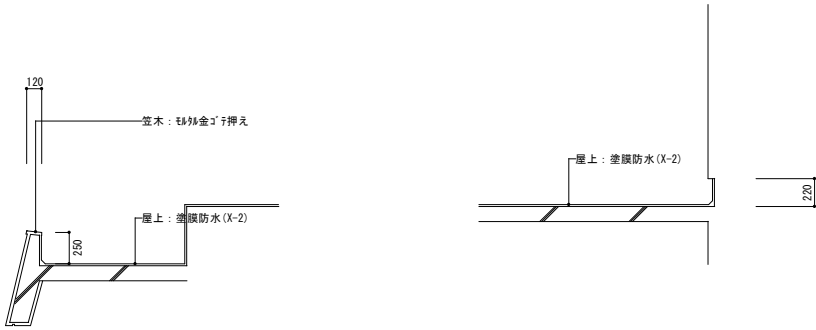


屋上型台管等 防水仕上				
（高圧洗浄（0～15MPa）、下地処理後（C-2）、 （新工法）塗膜防水 X-2（密着工法）				
	巾（m）	長さ（L）	高さ（m）	ヶ所
受水槽管台	350	1900	700	2
給水受台管台	250	1300	150	1
給水受台管台	200	400	150	4
給水受台管台	250	500	150	1
給水受台管台	500	50	50	4
7725基礎	550	250	150	6
7725基礎	280	250	150	8
7725基礎	500	500	200	1
7725基礎	600	600	150	1
7725基礎	200	650	350	5
7725基礎	200	450	350	5

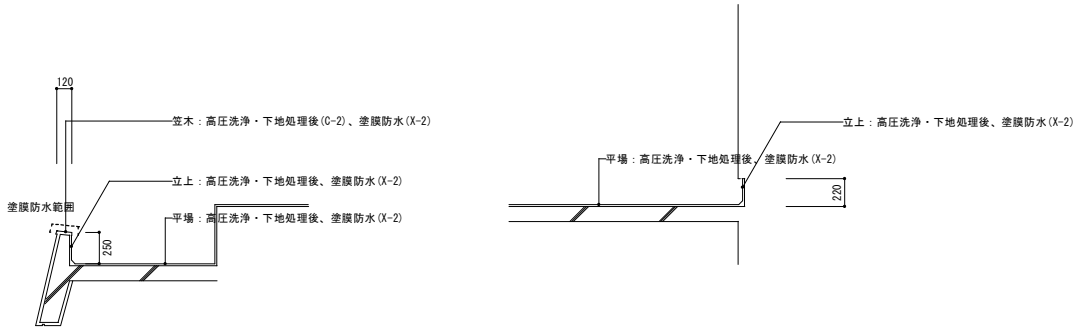
※設備・配管基礎等：仮設床・復旧

記 事	月 日	※資本金、アンカーボルト等部分ボルト締結加工法により補修	(有) 杉 設 計 一級建築士事務所 〒824-0033 福岡県行橋市北長町下目14-7 TEL0930-25-0996 1級建築士登録 第231617号 FAX0930-25-0947 監理建築士 杉本 康彦	設計年月日	設 計	技 図	承認印	工事名称	設計番号
		※資本金、その他：調査後、監督員と協議すること		縮 尺	製 図	担 当	承認年月日	図面名称	図面番号
				S=1/150				校舎R・PH階屋根伏図	A-1.1

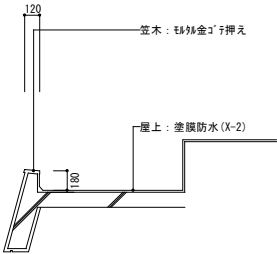




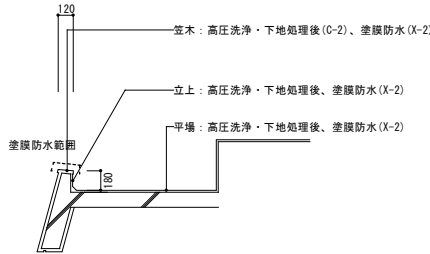
G部分バラベツ詳細図(改修前) S=1/30



G部分バラベツ詳細図(改修前) S=1/30



H部分バラベツ詳細図(改修前) S=1/30



H部分バラベツ詳細図(改修後) S=1/30